

別表6（第18条関係）

(1) 電気自動車等

財産の種類	自家用車両	期間	貸自動車業用車両 (レンタカー)	期間
乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（側車付二輪自動車は除く）	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（側車付二輪自動車は除く）	3年

(2) 外部給電器

区分	処分制限期間
外部給電器	3年

(3) V2H充放電設備

区分	処分制限期間
V2H充放電設備	8年